

# 家庭・中小中堅企業 の皆様へ

## 省エネ・新エネ機器導入のための 補助金制度です。

### 家庭・事業者向けエコリース促進事業 〈環境省補助金事業〉

#### Point.1

家庭・中小中堅企業が平成24年度内に  
**省エネ・新エネ機器**を  
**リース**で導入した場合に  
ご利用できます。

#### Point.2

お支払いいただくリース料に対して  
**国から3%の補助金**  
が交付されます。

#### Point.3

多様な機器が対象なので、  
店舗や工場などでの  
**省エネ・節電**にも役立ちます。

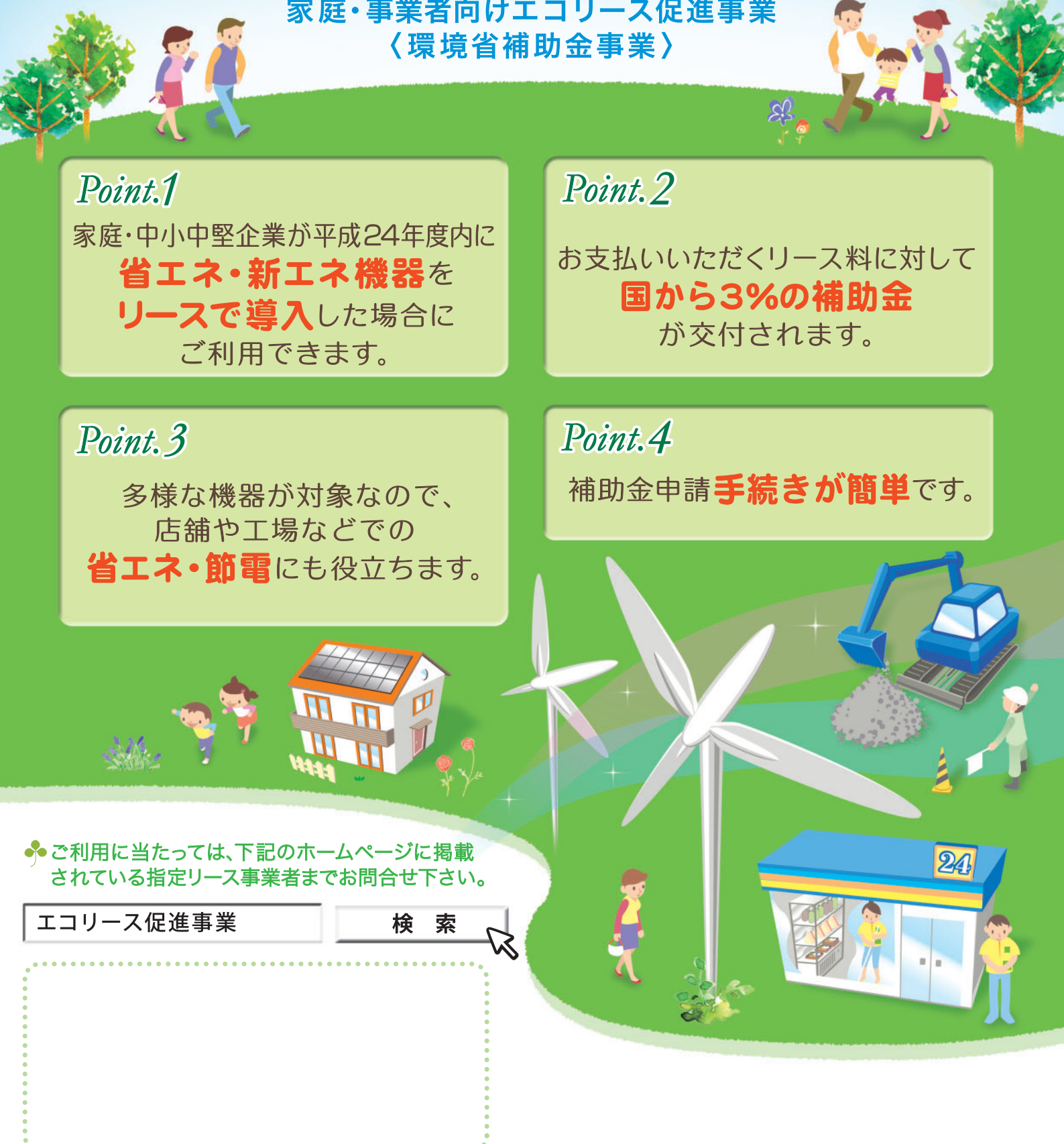
#### Point.4

補助金申請**手続きが簡単**です。

☘ご利用に当たっては、下記のホームページに掲載  
されている指定リース事業者までお問合せ下さい。

エコリース促進事業

検 索



お得にeco

# 補助金制度を 利用しましょう!

## 対象となる リース先って?

個人(家庭)、個人事業主、中小企業、又は中堅企業です。  
 中小企業、中堅企業は、以下に該当するものが対象となります。

- ・資本金10億円未満の会社法上の会社。
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人等。

※医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人が該当します。

## 対象となる 高効率な 機器って?

ボイラー、工業炉、コジェネレーション、工作機械、業務用エアコン、  
 業務用厨房機器、業務用冷凍冷蔵庫、ショーケース、建設機械、  
 太陽光パネルなどの幅広い分野の機器が対象となります。

## 対象となる リース契約って?

- ご利用いただけるリース契約の金額は以下のとおりです。  
 個人(家庭)：65万円以上2億円以下。  
 個人事業主・企業・医療法人等：300万円以上2億円以下。
- 平成25年3月15日までに借受証が発行される予定のものに限られます。
- 他の国による機器購入に係る補助金との併用はできません。

## 指定リース 事業者って?

- 環境省が指定したリース事業者となります。
- 補助金申請は指定リース事業者が行います。
- ご利用に当たっては、指定リース事業者までお問い合わせ下さい。

エコリース促進事業

検索



〈注意事項〉 ●ご利用に当たっては、リース先はリース物件の補助対象機器の基準適合確認資料を添付したエコリース促進事業利用申込書を指定リース事業者に提出する必要があります。  
 ●ご利用に当たっては、指定リース事業者による所定の審査が必要です。

●補助金制度のお問合せは



一般社団法人  
**ESCO 推進協議会**  
 JAESCO Japan Association of Energy Service Companies  
 エコリース促進事業部



※このパンフレットは資源の有効利用、および地球環境保護のために古紙配合率100%の再生紙と植物性インキを使用しています。

東京都千代田区紀尾井町3-33 プリンズ通ビル3階  
 TEL 03-5212-1606 FAX 03-5212-1607  
<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>